

# 交通事故と損害賠償の支払

伊津野 重 満

## Payment of Compensation for Damage by a Car Accident

Shigemitsu Ituno

### 1 交通事故に伴う加害者の3つの責任

自動車（原動機付自転車も含む。自動車損害賠償保障法第2条1項参照。以下自動車というときは、原動機付自転車を含む）を運転して、交通事故を起こした加害者には、通常、3つの責任が発生する。それらは、刑事責任、民事責任及び行政上の責任である。

#### (1) 刑事責任

刑法第211条は、「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」と規定している。

本条の業務上過失致死傷罪は、刑法第209条に定める過失傷害罪や第210条に定める過失致死罪と比べて、死或いは傷害と同じ結果を発生させた場合であっても、単純な過失犯とは違って業務上という用語が加わることによって、著しく重い刑罰を科せられることがわかる。過失傷害罪や過失致死罪には、身体を拘束する懲役刑や禁錮刑がないからである。

業務上とは、この場合、反復継続して行なう行為であって、他人の生命、身体に危害を加えるおそれのある行為によって、という意味である。反復継続の意思があれば、初めての運転であっても、無免許運転であっても、業務上ということになる。収入を得るための業務遂行行為によって、という意味ではない。したがって、学生が自動車で通学中に事故を起こした場合であっても、自動車で海水浴の帰途事故を起こした場合であっても、本条の適用がある。他人に危害を及ぼすおそれのある行為を反復継続して行なう者には、高度の注意義務が要求されているのである。

無免許運転、酒気帯び運転・酒酔い運転、反則行為によって交通事故を起こした者は、反則金を納付すれば済むというのではない。たとえば、無免許運転をした者は6か月以下の懲役または10万円以下の罰金（道路交通法第118条1項1号）、酒気帯び運転をした者は2年以下の懲役または10万円以下の罰金刑に処せられる（道路交通法第117条の2, 1項）。

無免許運転は、故意犯にのみ適用されるので、運転免許の失効期限に気づかず運転していた過失犯には前記の刑罰は適用されない（道路交通法第118条2項）

#### (2) 民事責任

現在、交通事故によって被害者に対して支払わなければならない損害賠償額の最高額は、1億

円を超えるといわれている。一般的に、交通事故により大事故を発生させた場合、損害賠償額は個人の支払能力を超えることが少なくないので、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）契約を締結していない自動車の運転はしてはならないことになっている（自動車損害賠償保障法第5条）。これに違反した者は、「6か月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する」と定められている（同法第5条、第87条）。

交通事故を起こして他人に損害を与えた場合、加害者が被害者に対して民事責任を負わなければならない法的根拠は、民法の不法行為責任（第709条以下）と自動車損害賠償保障法第3条に基づいている。

刑事責任が国の法秩序を乱したことに対する国の刑罰権の行使を受ける責任であるのに対して、民事責任は私人対私人間の損害の填補を目的とした責任である。

民法第709条以下には、不法行為に関する規定がある。

他人の名誉、財産、身体などの権利を害した場合には、加害者は被害者に対し、或いは被害者が死亡した場合にはその人の配偶者や子供などの遺族に対して、損害賠償の支払義務が発生する。また、自動車損害賠償保障法第3条は、「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」と定めている。

### (3) 行政上の責任

行政上の責任には、たとえば無免許運転や酒酔い運転をした者に対して都道府県公安委員会が科する免許取消処分とか、2か月間の免許停止といったような行政処分がある（道路交通法第103条）。

## 2 自賠責保険と任意保険

自賠責保険は、別名強制保険とも呼ばれている。その理由は、自動車を運転する場合その自動車にこの保険をかけておかなければ処罰されるからである（前述）。

### (1) 自賠責保険によって補償される損害の範囲

自賠責保険は、「自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図」ることを目的として制定された法律である（自動車損害賠償保障法第1条）。

したがって、この保険は、自動車事故によって「他人の生命又は身体を害したとき」に適用されるものであり、それ以外の自動車事故による損害に対してはこの保険によっては補償されないことになっている。

すなわち、自分自身で運転をしていて自ら負傷した自損事故に対しては、治療費、休業損、後遺障害などのために保険金の支払はなされないということである。また、誤って他人の高級車に追突し或いは他人の店舗に衝突して損害を与えた物損事故に対しても、この保険によっては補償されることはない。

### (2) 自賠責保険によって補償される金額の上限

自賠責保険の保険金額は、政令で定めることとされている（自動車損害賠償保障法第13条）。

同法同条により定められている政令は、自動車損害賠償保障法施行令であり、同施行令第2条に具体的な保険金額の定めがある。

同施行令第2条によれば、死亡事故に対してその遺族に対し支払われる保険金の限度額は、死亡した者1人につき3,000万円である（第1項1号イ）。

傷害による損害に対して支払われる保険金額の上限は、120万円である（第1項1号ロ）。

後遺障害の等級は、同施行令別表に最重度の後遺障害第1級から順に第14級まで障害の態様や程度により区分してあり、第1級の後遺障害を負った者に対しては3,000万円、第14級の者に対しては75万円の保険金額が支払われることになっている。

なお、後遺障害とは、障害部位がこれ以上よくもならなければ悪くもならない状態、すなわち症状が固定したときに残る障害のことである。事故の被害者は一生このような後遺症を背負って生きていかなければならないから、自賠責保険で定められた保険金額で損害を填補できないことが少なくない。

例えば、自動車事故で、両眼を失明した者、両上肢をひじ関節以上で失った者、両下肢をひざ関節以上で失った者に対しては、後遺障害等級第1級が認定され、各々その保険金額は3,000万円である。労働能力喪失率は、100%の認定を受けることになる。

働き盛りの40才台の人が交通事故で上記のような後遺障害を負ったとすれば、生涯の逸失利益（稼働年齢67才までとして計算される）だけでもライフニツ式やホフマン式で計算するまでもなく、損害額は大幅に自賠責保険によって支払われる保障金額を超えたものとなる。

精神に著しい障害を残し常に介護を要するようになった者に対しても、第1級の等級認定がなされ保険金額3,000万円が支払われるが、この場合逸失利益だけではなく生涯の介護費用も被害者から請求されることになるであろうから、前記金額では到底損害額を填補することはできない。任意保険に加入していなければ、自己負担をする以外にはないが、大事故では個人の負担能力をはるかに超えたものになるであろう。加害者が任意保険に加入していなく支払能力もなかったために、損害が填補されることなく、被害者の一家が離散するという悲劇も少なくないという。

これまで、事故による損害額が自賠責保険によって支払われる金額の上限を超えた場合について述べてきたが、損害額が自賠責保険によって支払われる金額の上限を超えない場合であっても、自賠責保険では実損害額を填補できる保険金額が支払われることの方が少ない。

たとえば、入院院慰謝料は自賠責保険の場合であっても任意保険の場合であっても共に定額化されているが、自賠責保険の場合入院院慰謝料は1か月間で32万円、3か月間で84万円、5か月間で123万円である。これに比べて、任意保険の入院院慰謝料は1か月間で48万円、3か月間で132万円、5か月間で197万円であり、被害者は制限的な自賠責の定額分ではなくて、任意保険の定額を請求してくるであろう。

このような場合、自賠責保険では填補されない金額については、加害者は任意保険に加入していなければ、自己負担をしなければならないのである。

### (3) 自賠責保険と任意保険の適用の相違

自賠責保険は所謂政府保険であり、被害者救済を目的としているので、被害者が重大な道路交通法に違反している場合でない限り、保険金が支払われなかったり、或いは、過失相殺されて保険金額が減額されるということはない。

それは、次のような理由による。

自動車損害賠償保障法第3条に、「…運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したとき」以外は、運転者は他人の生命または身体を害した損害を賠償しなければならない旨が規定されている。事故を起こした者が免責されるためには、加害者に以上の事実の立証責任を負わせているのである。

加害者が以上の事実を立証することは、実際殆ど不可能であるといわれており、事故を起こせば無過失責任に近い責任を負わされることになる。被害者側が加害者の過失を立証する必要はないのである。

ところが、任意保険の適用に際しては、民法第709条以下の不法行為の規定に基づいた解釈が行なわれる。同条は「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」と定めている。この規定に関する解釈では、故意または過失の存在についての立証責任は、被害者が負うことになっている。立証責任を負う者は、自動車損害賠償保障法第3条とは逆になっている。

自賠責保険によって支払われる保険金は、殆どの場合、被害者の過失割合を算定せずに支払われるが、民法の不法行為に基づいて保険金が支払われる場合には、被害者の過失割合もかなり厳格に算定される。

現在、種々の事故態様を想定して、加害者と被害者の事故発生に起因する過失割合の算定基準が判例上概ね確立している。被害者が被った損害に対しては、この過失割合によって算定し、その分減額した保険金が支払われるのである。

任意保険に加入していても、二次的、或いは上乘せの保険としての意味をなさないことがあるので注意を要する。

実例として、20才の弟が兄の乗用車を無断借用して事故を起こし瀕死の重傷を負ったが、保険の適用がなく一家が途方に暮れるという事例がある。

弟運転の乗用車が交差点で信号待ちをしていた自動車に追突して玉突き事故を起こし、2台の車に損害を与え、他人の店舗に突込んで漸く停車するという事故であった。

事故を起したその自動車には自賠責保険がかけてあつたことは勿論、任意保険もかけてあつた。しかし、その任意保険は、保険料掛金を少なくするために25才未満の運転者にはこの保険の適用がない限定的なものであつた。そのために、数百万円を要する幾度かの大手術に対して、この任意保険の適用はなく、保険金の支払は全くなされなかつたのである。

また、自賠責保険では自損事故や物損事故に対しては適用されないから、本件事故では、運転者である弟の治療費や2台の乗用車と店舗の修繕費に対しても、保険金の支払はなされなかつたのである。

#### (4) 自賠責保険の限度額を超えた損害の発生

自賠責保険によって被害者に支払われる保険金額は、死亡事故に対して限度額3,000万円、傷害事故の場合上限額が120万円、身体に後遺障害が残る事故に対して上限額3,000万円が支払われることになっている。

しかし、自動車（原動機付自転車をも含む）を運転していて大きな事故を発生させた場合、上記自賠責保険によって支払われる金額だけでは現実に生じた損害額を填補することができないことが少なくない。自賠責保険によって支払われる限度額を超えた金額については、結局加害者が

自己負担をしなければならなくなる。また、自賠責保険によって支払われる限度額を超えない場合であっても、この保険による算定基準が低いいため実損害を填補できない場合が多い。このような場合のために、任意保険契約を結んでおく必要があるのである。

任意保険契約では、通常、事故が発生した場合その損害に対して無制限の補償にするか、或いは、補償金額1億円を上限として設定しているようである。補償金額上限をいくりに設定するかは、保険契約に際して加入者の意思によって決定されることである。

#### (5) 任意保険によって補償される損害の範囲

自賠責保険によって補償される損害については、事故による被害者の保護を目的とした保険であることから、自損事故や物損事故による損害に対してはこの保険によって補償されることはない。既に述べたとおりである。

これに反して、任意保険では、保険契約約款にもよるが、通常、自損事故であっても、物損事故であっても、この保険の適用によって、発生した損害に対して保険金が支払われる。

したがって、自損事故や物損事故に対しては、任意保険だけが唯一損害を補償してくれる第一次保険ということになり、同時に、被害者の死亡・傷害事故については、自賠責保険によって支払われる限度額を超えた損害に対して第二次的、上乗せの保険となる。

また、自賠責保険の限度額を超えない損害であっても、その保険の算定基準額によっては実損害を填補できない場合にも、任意保険は第二次的、上乗せの保険となる。